

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和5年12月1日

2. 回答を行った年月日  
令和5年12月19日

3. 新事業活動に係る事業の概要

本件事業は、大規模言語モデル技術を用いた特許業務の効率化及び知財担当者の作業負荷低減のための特許業務支援サービス（以下「本件サービス」という。）の提供である。本件サービスの各種機能は以下のとおりである。

① 機能1（クイックアシスト）

利用者による、あらかじめ設けられた質問文の選択操作に基づき、読み込ませた特許文書の内容（特許請求の範囲、発明の詳細な説明）から重要箇所を自動的に抽出し、読みやすいように整形した回答内容を利用者に表示する機能

② 機能2（AIチャットボット・ウィザード／単独文書）

利用者が、あらかじめ用意されている「読み込ませた特許文書の内容を説明させるような質問文」と特許文書中の「キーワード」とを組み合わせて質問文を作成し、AIチャットボットへ質問を行うと、AIチャットボットから、利用者に対して、AIチャットボットに読み込ませた特許文書の内容（特許請求の範囲、発明の詳細な説明）からキーワードに関連した箇所が抽出された上で、質問に対する回答内容が表示される機能

③ 機能3（AIチャットボット・ウィザード／複数文書）

利用者が、複数の特許文書を跨がって機能2のような質問を行うと、AIチャットボットから、利用者に対して、複数の特許文書の内容からキーワードに関連した箇所が抽出された上で、質問に対する回答内容が表示される機能

④ 機能4（AIチャットボット機能）

利用者が、単独又は複数の特許文書を読み込ませ、読み込ませた単独又は複数の特許文書の内容を説明させる質問を行うと、AIチャットボットから、利用者に対して、単独又は複数の特許文書の内容に基づく質問に対する回答内容が表示される機能

⑤ 機能5（スクリーニング支援機能）

5. 1. クリアランス・被侵害品調査

利用者が「製品仕様」を記述した文書（製品仕様文書）を入力すると、AIチャットボットから、利用者に対して、「製品仕様文書」と「特許文書（請求項1、特許請求の範囲、全文など利用者は自由に選択できる）」との「関連度」、「理由」、「相違点」を含む回答内容が表示される機能

5. 2. 無効資料調査・先行技術調査

利用者が「対象発明」を記述した文書（対象発明文書）を入力すると、AIチャットボットから、利用者に対して、「対象発明文書」と「特許文書（請求項1、特許請求の範囲、全文など利用者は自由に選択できる）」との「関連度」、「理由」、「相違点」

を含む回答内容が提示される機能

⑥ 機能6（分類支援機能）

6. 1. 分類付与機能

利用者が「分類定義」を記述した文書（分類定義文書）を入力すると、AIチャットボットから、利用者に対して、「特許文書（請求項1、特許請求の範囲、全文など利用者は自由に選択できる）」に基づく特許文書の内容に適した「分類」、「関連度」、「検討結果」を含む回答内容が提示される機能

6. 2. 分類作成機能

利用者が「課題、用途、技術分野、効果」などの「分類種別（分類軸）」を記述した文書を入力すると、AIチャットボットから、利用者に対して、「特許文書（請求項1、特許請求の範囲、全文など利用者は自由に選択できる）」に基づく分類種別に沿って特許文書の内容に適した「分類名」、「分類種別」、「検討結果」を含む回答内容が提示される機能

⑦ 機能7（発明評価機能）

利用者が、特許文書を読み込ませ、自社実施可能性や他社実施可能性といった発明の活用に着目した「評価項目」ごとの「評価基準」を記述した文書を入力すると、AIチャットボットから、利用者に対して、「特許文書（請求項1、特許請求の範囲、全文など利用者は自由に選択できる）」に基づく評価基準に沿って特許文書の内容を評価した「評価結果（ランク）」、「評価理由」を含む回答内容が提示される機能

4. 確認の求めの内容

本件サービスの機能1～機能7が、弁理士法第75条が規定する「鑑定」又は「政令で定める書類若しくは電磁的記録」の作成（以下「書類作成」という。）に該当するか。

5. 確認の求めに対する回答の内容

弁理士法第75条（以下「法第75条」という。）は、工業所有権の権利発生の内容に直接関わる業務等のように高度の専門性が必要とされる業務に関して、ユーザー保護及び工業所有権行政の円滑な運用の観点から、弁理士の独占業務として、「特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録の作成」行為を規定している。そして、当該独占業務となる「書類若しくは電磁的記録の作成」の具体的内容については、弁理士法施行令第8条（以下「施行令第8条」という。）で規定されている。

また、法第75条が規定する「鑑定」とは、工業所有権制度に関する法律的技術的な専門知識に基づいて、ある発明が特許とされるべきかどうかや無効とされるべきかどうかといった具体的な事案につき判断を下すことと解される。

<機能1、2について>

機能1、2は、あらかじめ用意された質問文や単独の特許文書中のキーワードに応じて、当該特許文書の内容から抽出された関連箇所に基づき作成された回答を提示する機能であり、当該回答が特許文書の単なる説明に留まる限りにおいて、施行令第8条が規定する書類を作成するものとはいい難いが、個別具体的な事情に照らし、要約書といった、同条が規定する書類を実質的に作成したと認められる場合は、法第75条が規定する書類作成に該当する可能性がないとはいえない。また、上記回答が特許文書の単なる説明に留まる限りにおいて、機能1、2

は、法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すものとはいえないので、法第75条が規定する「鑑定」に該当しないと考えられる。

#### <機能3について>

機能3は、あらかじめ用意された質問文や複数の特許文書中のキーワードに応じて、当該複数の特許文書の内容から抽出された関連箇所に基づき作成された回答を提示する機能であり、当該回答が上記複数の特許文書の単なる説明に留まる限りにおいて、施行令第8条が規定する書類を作成するものとはいえないが、個別具体的な事情に照らし、要約書や意見書といった、同条が規定する書類を実質的に作成したと認められる場合は、法第75条が規定する書類作成に該当する可能性がないとはいえない。また、機能3が、複数の特許文書の内容を言語的に比較して上記回答を作成するに留まり、法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すものではない限りにおいて、法第75条が規定する「鑑定」にも該当しないと考えられる。

#### <機能4について>

機能4は、読み込ませた単独又は複数の特許文書の内容を説明させる質問を行うと、単独又は複数の特許文書の内容に基づく質問に対する回答内容を提示する機能であるところ、当該回答が上記特許文書の単なる説明に留まる限りにおいて、施行令第8条が規定する書類を作成するものとはいえないが、個別具体的な事情に照らし、要約書や意見書といった、同条が規定する書類を実質的に作成したと認められる場合は、法第75条が規定する書類作成に該当する可能性がないとはいえない。また、機能4が、入力された質問文や特許文書の内容を言語的に比較して上記回答を作成するに留まり、法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すものではない限りにおいて、法第75条が規定する「鑑定」にも該当しないと考えられる。

#### <機能5について>

機能5は、利用者が入力した製品仕様文書又は対象発明文書と特許文書との「関連度」、「理由」、「相違点」を含む回答内容を提示する機能であり、当該回答が上記複数の文書の単なる説明に留まる限りにおいて、施行令第8条が規定する書類を作成するものとはいえないが、個別具体的な事情に照らし、意見書といった、同条が規定する書類を実質的に作成したと認められる場合は、法第75条が規定する書類作成に該当する可能性がないとはいえない。また、機能5が、製品仕様文書又は対象発明文書と特許文書の内容を言語的に比較して上記回答を作成するに留まり、法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すものではない限りにおいて、法第75条が規定する「鑑定」にも該当しないと考えられる。

#### <機能6について>

機能6は、利用者が分類定義文書又は分類種別を記述した文書を入力すると、当該文書に基づき、特許文書の内容に応じた分類に関する回答を提示する機能であり、法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すものとはいえないし、施行令第8条が規定する書類を作成するものともいえないので、法第75条が規定する「鑑定」又は書類作成のいずれにも該当しないと考えられる。

#### <機能7について>

機能7は、利用者が評価基準を記述した文書を入力すると、当該評価基準に基づき特許文書の内容を評価した「評価結果(ランク)」、「評価理由」を含む回答内容を提示する機能であるところ、当該回答が自社実施可能性や他社実施可能性といった発明の活用に着目するものである限りにおいて、施行令第8条が規定する書類を作成するものとはいえないが、個別具体的な事情に照らし、意見書といった、同条が規定する書類を実質的に作成したと認められる場合は、法第75条が規定する書類作成に該当する可能性がないとはいえない。また、上記回答が

自社実施可能性や他社実施可能性といった発明の活用に着目するものである限りにおいて、機能7は、法第75条が規定する「鑑定」に該当するとはいい難いが、個別具体的な事情に照らし、法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すものと認められる場合は、法第75条が規定する「鑑定」に該当する可能性がないとはいえない。